

静岡県人事委員会は、静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1303

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-29）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害応急作業等)</p> <p>第5条 条例第18条第1項の<u>心身に著しい負担を与えるもの</u>として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、<u>職員が災害警備、遭難救助、鑑識作業又はこれらに相当する作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2 条例第18条第2項の著しく危険であるとして人事委員会規則で定める作業は、前項の作業に引き続き2日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場</u></p>	<p>(災害応急作業等)</p> <p>第5条 条例第18条第1項の<u>これらに相当する作業</u>として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における<u>鑑識作業</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2 条例第18条第2項の人事委員会規則で定める災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他人事委員会が認める災害とする。</u></p> <p><u>3 条例第18条第3項第2号の著しく危険であるとして人事委員会規則で定める作業は、条例第18条第1項の作業に引き続き2日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助</u></p>

合であって人事委員会が認めるもの

3 (略)

(1)～(5) (略)

4 条例第18条第2項の著しく危険である区域として人事委員会規則で定める区域は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域(当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。次項において「立入禁止区域等」という。)であって人事委員会が認めるもの

5 前項の人事委員会が認めるものとして認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした資料及び第3項に規定する資料を添えて申請するものとする。

(1)～(3) (略)

(支給額の減額及び調整)

第6条 (略)

2 (略)

3 職員が同一の日に日額をもって定められている作業等の2以上に従事した場合は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

附 則

(東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例)

3 (略)

の作業に従事した場合であって人事委員会が認めるものとする。

4 (略)

(1)～(5) (略)

5 条例第18条第3項第2号の著しく危険である区域として人事委員会規則で定める区域は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域(当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。次項において「立入禁止区域等」という。)であって人事委員会が認めるものとする。

6 前項の人事委員会が認めるものとして認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした資料及び第4項に規定する資料を添えて申請するものとする。

(1)～(3) (略)

(支給額の減額及び調整)

第6条 (略)

2 (略)

3 職員が同一の日に日額をもって定められている作業等の2以上に従事した場合は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 災害応急作業等手当を支給する場合において、同一の日に条例第18条第3項各号に掲げる場合の2以上に該当するときの同条第1項の手当の額は、同条第3項各号に定める額のうち最も高い額とする。

附 則

(東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例)

3 (略)

4 条例附則第3項第2号の人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。

(1) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域

(2) (略)

4 条例附則第3項第2号の人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。

(1) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域

(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則第5条及び第6条の規定は、令和6年1月1日から適用する。